

【スポーツ仲裁】

スポーツ仲裁の 費用とリーガルエイド



大江橋法律事務所 パートナー 弁護士／
ニューヨーク州弁護士

宮本 聡

▶ PROFILE

so.miyamoto@ohehashi.com

第1 はじめに

「スポーツ仲裁」というと、2022年冬季北京五輪のカミラ・ワリエフ選手の出場停止処分を巡る紛争（CAS OG22/08-10）、2020年の英サッカー・プレミアリーグのマンチェスター・シティのUEFA主催競技大会への出場停止処分を巡る紛争（CAS2020/A/6785）など、著名選手・著名クラブの事例が想起されます。しかしながら、スポーツ界において、自己資金で仲裁費用（仲裁機関に支払う費用及び弁護士費用）を賄うことのできるアスリートは一部であり、そのような自己資金を持たないアスリートは少なくないと思われます。特に、後述のとおり国際スポーツ仲裁裁判所（CAS）の手続費用は、日本のスポーツ仲裁機関（JSAA）に比べて相当に高額であり、大多数のアスリート等にとってその敷居は極めて高いと言っても過言でないと思います^{注1}。

他方で、スポーツ仲裁は、仲裁に耐えられるだけの自己資金を持つアスリート等のためだけのものではなく、アスリート全般が利用可能な紛争解決手段であるべきです。そこで、スポーツ仲裁の利用に際しては、自己資金のないアスリート等による利用を可能とすべく、リーガルエイド（手続費用の支援制度）が用意されています。

本稿では、CAS及びJSAAの仲裁手続について、それぞれ、①具体的にどの程度の費用が掛かるのか、②どのようなリーガルエイドが用意されているのかについて、紹介いたします。

第2 CAS仲裁について

1 CASの概要

国際オリンピック委員会（IOC）によって設立され、現在はスポーツ仲裁国際理事会（ICAS）によって運営されている、国際スポーツ仲裁裁判所がCourt of Arbitration for Sport（CAS）であり、スイスのローザンヌに本部があります。CASの仲裁手続には①通常仲裁と②競技団体等による処分に対して不服（上訴）を申し立てる上訴仲裁とがあり、日本のスポーツ団体や選手が関与することが多いのは上訴仲裁です。

CASの仲裁手続も、仲裁である以上、利用に当たっては当事者双方の仲裁合意が必要となります。上訴仲裁手続の場合には、競技団体等による決定が通知された日から21日以内に申立てを行う必要があります（Code of Sports-related Arbitration R49）、さらにこの21日の期限から10日以内に申立人の主張をまとめたAppeal Brief、及び依拠する全ての証拠を提出する必要があります（同R51）。

注1 日本人アスリートによるCASへの仲裁申立事例としては、日本代表経験のあるプロサッカーの我那覇和樹選手の事例（CAS2008/A/1452）が挙げられますが、その我那覇選手ですらCASの仲裁手続費用の負担の重さゆえ、有志のサッカー関係者による募金活動などが行われ、我那覇選手の金銭的な負担軽減が図られました。また、我那覇選手の事例以外にも、日本人アスリートによるCASへの仲裁申立ての先駆けとなったシドニー五輪の競泳の代表選考を巡る千葉すず選手の事例（CAS2000/A/278）などがあります。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィス構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受け頂ければと存じます。

2 仲裁費用

仲裁の申立人は、以下の費用を支払う必要があります^{注)2}。

(1) 事務費用

申立人による仲裁申立段階で1,000スイスフラン(2023年11月末日のレートで約17万円)の支払

(2) 裁判所運営費用

2,000から25,000スイスフランの間(請求の金額によって異なる)

金銭的な請求でない場合にはCASにて運営費用を定めます。

(3) 仲裁人報酬・費用

CASの事務局によって定められる仲裁人報酬(請求金額や稼働時間等を踏まえ決定されます)

仲裁人の交通費・宿泊費・食事代

(4) 弁護士費用

弁護士費用は基本的に各自負担。

各当事者の代理人の弁護士報酬は、弁護士がそれぞれ定めるものですが、一般論として、CASの手続は、通常、英語で行われること、仲裁申立てに関する時間的制約、仲裁申立てからAppeal Briefの提出まで負荷の高い専門的な業務となることなどから、国際的な商事仲裁と同程度の弁護士費用となることも想定されます。

3 リーガルエイド

(1) 必要性

上記2のとおりCAS仲裁では相当な費用負担が想定されるため、仲裁手続を利用可能な者がごく一部に限定されてしまう懸念

があります。CASは、一定の要件を満たす世界中のスポーツ関係団体・個人のスポーツ紛争を取り扱いますので、その処理能力には自ずと限界があり敷居が高くなるのはやむを得ない側面があります。もっとも、敷居が高すぎると、CAS仲裁が一部のアスリートのための制度になってしまい、CAS仲裁による解決に頼らざるを得ないものの資力のないアスリート等について救済の道を事実上閉ざすことにもなりかねません。そこで、CASは仲裁当事者に対してリーガルエイドを制度として提供しています。

(2) リーガルエイドの内容

リーガルエイドのガイドライン及び申請書はCASのウェブサイトでご覧いただけます^{注)3 注)4}。この申請書をCASに提出し、申請が認められると、上記2(1)から(3)の費用の全部又は一部が免除されます。また、代理人弁護士については、リーガルエイドの申請者はCASが要したリストの中からプロボノ弁護士(pro bono counsel)の利用を申請することができます。この申請が通れば、プロボノ弁護士を活用することで弁護士費用の負担なく弁護士を活用して仲裁手続を進めることができます(Legal Aid Guidelines Art.22, 23)。

このようにリーガルエイド申請者は資金負担なくCASの仲裁手続を利用できる可能性があります。しかしながら、翻訳費用や通訳人費用はリーガルエイドの対象となっていない点には留意が必要です。つまり、仲裁言語が英語である場合には、日本語の文書は英訳の必要がありますし、申立人が英語での審尋ではなく日本語での対応を希望する場合には通訳人を用意する必要があるところ、こうした費用は申立人で負担をせざるを得ないことが想定されます^{注)5}。

^{注)2} <https://www.tas-cas.org/en/arbitration/arbitration-costs.html>参照。

^{注)3} ICAS_Legal_Aid_Guidelines_EN_2023.pdf (tas-cas.org)

^{注)4} CAS_Legal_Aid_Application_Form_2020_BL.pdf (tas-cas.org)

^{注)5} 通訳人の費用はリーガルエイドの対象になりませんが、通訳人が審問期日のために海外等に渡航する場合の費用はリーガルエイドの対象になり得ます。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのものに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受け頂ければと存じます。

(3) リーガルエイドの要件・認容率

Legal Aid Guidelines Art.1では、総論的に、正義が要求される場合に十分な資産を持たない自然人についてCASの利用を促進し、また、その人々の権利を擁護するためにリーガルエイドの制度があるとされています。このことからすれば、少しの資産があったとしても、十分な資産があるとまでいえないければ、リーガルエイドの申請が認められる余地はあると考えられます。

やや古い統計です^{注)6}が、リーガルエイド申請の認容率は67%とするものがあり、それなりに高い認容率ではないかと考えられます。

なお、リーガルエイドの申請についてはCASとの関係では費用は掛かりません。

第3 JSAA仲裁について

■ JSAA仲裁の概要

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構(JSAA)は、日本オリンピック委員会(JOC)、日本体育協会(JSPO)、日本障がい者スポーツ協会(現・日本パラスポーツ協会)(JPSA)を母体として、2003年に設立されたスポーツ紛争専門の仲裁機関です。

CASの仲裁手続と同様、仲裁手続である以上、手続を利用するには当事者双方の仲裁合意が必要となります。

他方、CASの上訴仲裁手続との対比でいうと、JSAA仲裁は、①競技者等のみが申立可能であり競技団体には申立権が認められていないこと(JSAAスポーツ仲裁規則2条1項)、②原則として、競技団体等による決定を知ってから6か月以内に行う必要があること(同規則13条1項)が特徴的といえます。

手続の迅速性という意味では、主張立証が1回限りのCASと比べて、(緊急仲裁手続が取られる場合は別として)通常のJSAA仲裁手続では当事者間で複数回の書面のやり取りが行われることが多く、双方の主張立証が出揃うまでに時間を要することがあります。

■ 仲裁費用

JSAA仲裁の申立人が負担する必要がある費用は概要以下のとおりです^{注)7}。JSAAの仲裁費用は、CASに比べて大幅に低く、制度を利用する敷居は低く、アスリートが利用しやすい制度といえます。

(1) 申立料金

55,000円(消費税込)(スポーツ仲裁料金規程3条)

CAS仲裁手続と異なり、申立人は、手続費用及び仲裁人報酬について一切負担することを要しないことが規則において明記されています(JSAAスポーツ仲裁規則51条1項)。

この申立料金は申立段階では申立人負担ですが、仲裁判断において被申立人が負担すべきと判断されれば、返還を受けることができます。

(2) 弁護士費用

弁護士費用は基本的に各自負担となります。

代理人の報酬は、案件の性質を踏まえて、各弁護士が判断しますが、一般論として、JSAA仲裁の言語は日本語であり、CASの仲裁手続ほどの高い専門性は必ずしも求められず、経験のある日本の弁護士も相応にいますので、CAS仲裁手続との比較において弁護士費用の負担を抑えられるといえます。

^{注)6} Kluwer Arbitration「The Code of the Court of Arbitration for Sport: Commentary, Cases and Materials 105頁」。なお、申請が認められたとされる67%についてどこまで申請が認められたのか等の詳細は不明です。

^{注)7} <https://www.jsaa.jp/guide/sports/p03.html> 参照。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのものに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをとお受け頂ければと存じます。

2 リーガルエイド

(1) 必要性

CAS仲裁手続よりも負担が少ないとはいっても、豊富な自己資金を持つわけではないアスリート等にとってはJSAAの仲裁手続費用もそれなりの負担になり得ます。そこで、JSAAは、アスリート等による仲裁申立てを支援すべく、手続費用の支援制度を用意しています。

(2) 支援制度の内容

手続費用の支援の要請書はJSAAのウェブサイトで公表されており、要請は仲裁申立てを行った日から、仲裁手続終了後1週間を経過する日までの間にするものとされています(手続費用の支援に関する規則5条2項)。

この手続費用支援が認められると、1事案1当事者当たり30円(税別)を上限とする支援が受けられます(手続費用の支援に関する規則4条)。

上限30万円(税別)の支援で申立料金や弁護士費用のすべてを賄えるとは限りませんが、自己資金が十分でないアスリート等にとっては貴重な支援になり得ます。

(3) リーガルエイドの要件・認容率

JSAAの手続費用の支援に関する規則1条では、当事者の一方又は双方が代理人を置いていない等の理由により仲裁又は調停が公平に行われない虞がある場合又はそれぞれの手続が円滑に進行しない虞がある場合に仲裁手続等に必要な費用を支援する、とされており、同規則6条7項では要請者に対して資力に関する資料の提出を求めることができる、とされています。そのため、支援の可否を判断するに際しては、手続的な公正性や円滑性、要請者の資力が主な考慮になるものと考えられます。CASと同様、この手続費用支援の要請をすることについては費用は掛かりません。

なお、CASと異なり、JSAAの手続費用の申請の認容率を公表した資料は確認されていません。

第4 サッカー関連

1 サッカー関連の仲裁の特徴

サッカーは日本で最も人気があり競技人口の多いスポーツの1つといえますが、2003年のJSAA設立以降、公益財団法人日本サッカー協会(JFA)を当事者としたJSAA仲裁案件はなく、また、日本サッカー協会を当事者としたCASの仲裁案件もないと思われます^{注)8}。

JFAはJFAによって下された最終決定に対する不服申立てについては、当該決定の通知から21日以内にCASに提起されることを要する旨の規定を置いています(JFA基本規則10条1項)。かかる規定はJSAAへの仲裁申立てと両立し得るものですが、JFAはJSAAの仲裁申立てを受諾したことはありません。例えば、2014年11月にJFAを相手方とするスポーツ仲裁の申立てがJSAAになされましたが、JFAはこの仲裁の申立てを受諾せずに仲裁手続が終了しています^{注)9}。

JFAは協会内に理事会等から独立した司法機関を設け、懲罰の決定や懲罰に対する不服申立ての審議などを行っており、内部的な救済手段の充実を図っています。しかしながら、どんなにJFA内部の司法機関を整えてもJFAから完全に独立した第三者機関による紛争解決のニーズは一定程度あるものと思われます。

^{注) 8} 我那覇和樹選手の件はJリーグ(日本プロサッカーリーグ)を相手方としていました。

^{注) 9} JSAAウェブサイト

(<https://www.jsaa.jp/release/2014/1111.html>) (2023年11月30日最終閲覧)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

そこで、JFAの決定に対して、第三者機関の判断を求めたい競技者等はCASに仲裁申立てをするほかないわけですが、上記のとおり、自己資金が十分でないアスリート等にとってCASへの仲裁申立てには高いハードルがあります。

2 サッカー関連案件のリーガルエイド

FIFAは、2023年2月より、「FLAF」と呼ばれる、サッカー関連の仲裁案件に特化した、(CAS仲裁を進める十分な資産を有しない)全ての自然人及びFIFAのライセンスを受けた代理人^{注)10}が利用できるリーガルエイドの運用を開始しました^{注)11}。

このリーガルエイドはFIFAの資金拠出によって運営されます。リーガルエイドの内容は上記第2の³で述べたものと同様であり、リーガルエイドの申請者が資金負担なくCASの仲裁手続を利用できる可能性があります。

運用が始まって間もないため、FLAFのリーガルエイドの申請数や認容率は明らかではありませんが、従来のCASのリーガルエイドとは別にFIFAが資金拠出するリーガルエイドができたことで、CASのスポーツ仲裁がサッカー関係者の不服申立て手段として有効に活用されることが期待されます。

以上

注) 10 ごく例外的ですがFIFA加盟国のクラブチームが利用できる可能性もあります。

注) 11 FIFAウェブサイト
<https://www.fifa.com/legal/media-releases/cas-football-legal-aid-fund-launched-and-funded-by-fifa> (2023年11月30日最終閲覧)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのものに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。